

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、部分開示とした「研修教員の認定について(申請)」及び「平成 年度第 回宮城県指導力不足等教員審査委員会資料」に記載されている個人情報の非開示部分のうち、異議申立ての対象となった個人情報、別表 1 の「審査会の判断」のとおり開示することが妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成 21 年 3 月 19 日、個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「指導力不足教員審査委員会議事録」及び「認定申請その議事にかかる一切の個人情報」についての個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、次のものを特定した。

(1) 研修教員の認定について(申請)（以下「文書」という。）

(2) 平成 年度第 回宮城県指導力不足等教員審査委員会資料（以下「文書」という。）

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成 21 年 4 月 2 日、異議申立人に通知した。

条例第 18 条第 1 項第 6 号八及びホ該当

対象となる個人情報には、報告者等の意見や判断等が記載されており、開示することにより、評価等に関する事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなる、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。あるいは、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成 21 年 5 月 27 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、個人情報の全面開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載等によると、おおむね以下のとおりである。

本決定は、次の理由により、不当な開示である。

- ・指導力不足等教員に該当すると判断する理由・指導力不足等教員に関する調査資料にも具体の事実行為や状態様評価等が全て開示されていないと、具体的理由が明確に見えない。
- ・指導力不足等教員に関する調査資料の観点評価や課題の状況にも全て開示されていない、様式 B にも全て開示されていないと分からない部分も多く、具体的に理由が明確に見えない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の性格について

本件行政文書は、指導力不足等が懸念される当該教員について認定申請を行う際の重要な資料であり、上司である学校長、教頭又は同僚教諭などが学校内における当該教員の勤務の様子、指導の状況等を記録した資料及びその資料を基に当該教員の評価を行った調査資料などから構成されている。

(1) 文書 について

文書 は、学校長が、当時同校に勤務していた異議申立人について、指導力不足等教員の取扱いに関する規程（平成 15 年宮城県教育委員会訓令 甲第 2 号。以下単に「規程」という。）に基づき、長期特別研修（以下「研修」という。）を必要とする教員（以下「研修教員」という。）への認定の

申請（以下「認定申請」という。）を宮城県教育委員会に対して行うに当たり作成された文書であり，認定申請のために学校長が作成し教育長あてに提出した「申請書（様式第1号）」，異議申立人が学校現場を離れて指導を受ける必要があるかを判断する資料である「指導力不足等に関する調査資料（様式A）」（以下「様式A」という。），異議申立人の問題行動の状況及び指導・助言の成果等を記録した「指導・観察の記録（様式B）」（以下「様式B」という。）及び「添付資料（1から8まで）」により構成されている。

(2) 文書 について

文書 は，宮城県教育委員会に対してなされた認定申請について検討することなどを目的とし，規程第5条に基づいて設置される「指導力不足等教員審査委員会」のうち，異議申立人に係る認定申請が審議された平成年度の第 回（平成 年 月 日）開催分の審議資料であり，「次第」，「個人調書」，「申請書（様式第1号）」，「様式A」，「様式B」及び「添付資料（1から8まで）」により構成されている。

2 非開示条項の該当性について

認定申請において，学校長は，児童生徒に対する責任を果たすことができない所属教員の状況を評価するものとされているが，その評価は研修教員にとって好ましくない内容を含んでおり，将来，研修の成果が思うように見られない場合には，免職という結果につながる可能性もあるなど，認定申請を行うに際し，当該学校長の心理的な負担感及び抵抗感は極めて重いものであると思料される。また，自らの見解が開示されることにより，評価の内容に不服を抱いた所属教員から個人的に反感を買うことなどをおそれて，率直な見解を差し控えて事なかれの的な評価を行ったり，あるいは最初から認定申請そのものを躊躇したりすることが懸念される。したがって，研修制度の円滑な実施，ひいては学校における教育水準の確保のためには，認定申請に伴う学校長の負担感を極力減らすことが重要であると考えられることから，学校長の評価は，これを開示することにより，研修事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため，条例第18条第1項第6号八及びホに該当するものである。

一般的に，教員の評価又は人事管理に係る情報は公表を前提としていないものであって，開示することにより，評価者が率直な評価をしにくくな

り，正当な評価が困難となるため目的が達成できなくなるおそれがあるという理由から，原則として非開示とすべきと考えるところであるが，条例の趣旨にかんがみ，当該事務事業に支障が生じない範囲でできるだけ開示の範囲を広げ，異議申立人本人が当然了知し得る客観的な事実関係に関する部分については開示とし，評価者の主観的な判断及び評価の部分については，上記の理由により非開示と判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は，実施機関が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより，個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り，もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり，個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈され，かつ運用されなければならない。

当審査会は，この原則開示の理念にのっとり，条例を解釈し，以下のとおり判断する。

2 本件対象個人情報について

当審査会では，実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理を行い，本件行政文書のうち実施機関が非開示と判断した部分の妥当性について，審議を行った。

なお，文書 の内容を確認したところ，39 ページから 73 ページに記載された「申請書（様式第1号）」，「指導力不足等に関する調査資料（様式A）」，「指導・観察の記録（様式B）」及び「添付資料（1から8まで）」の内容は，それぞれ文書 の1ページから35ページまでに記載されたものと全く同一の内容であることが確認されたので，当該重複部分内の非開示部分についての判断は省略する。

(1) 文書 について

文書 は，平成 年度当時において 学校に勤務していた異議申立人について，同校長が規程及び規程の運用基準の定めるところにより，異議申立人の資質能力に係る課題，指導力不足等について，その状況分析及び原因究明を行い，最終的には研修教員として学校現場を離れての指導が必要であるか否かなどの事項について，宮城県教育委員会に報告し，認定申

請を行うために作成された文書である。「申請書（様式第1号）」には「研修教員の所属，職及び氏名」，「指導力不足等教員に該当すると判断する理由」，「特別研修を必要とする理由」及び「当該教員の意見」が記載されている。「様式A」には「対象教員の職氏名」，「教員に求められる資質能力」，「指導力不足教員をとらえる観点」，「観点評価」，「状態・態様」，「具体の事実行為」，「状態・態様・評価」及び「課題の状況」の欄が設けられており，これらの欄に応じて異議申立人の職名，氏名，勤務中の行動，それに対する評価等が記載されている。「様式B」には，「対象教員の職名及び氏名」，「行動の記録」及び「指導・観察の内容等」が記載され，さらに，異議申立人の勤務の状況，指導の様子等が記載されている。この「様式B」の内容を補足する目的で，任意の様式で「添付資料（1から8まで）」が添付されている。

(2) 文書 について

文書 は，文書 に基づいてなされた認定申請の内容について審査・検討するために開催された「平成 年度第 回宮城県指導力不足等教員審査委員会」の審議資料であり，「次第」には異議申立人の勤務先及び氏名が記載されている。「個人調書」には，異議申立人の職・氏名，学歴，勤務歴等のほか，「指導力不足等状況」，「 学校長の意見」及び「本人の意見」が記載されている。

3 条例第18条第1項第6号該当性について

条例第18条第1項では，実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き，開示請求者に対し，当該個人情報を開示しなければならない旨を規定している。非開示情報として，同項第6号では，「県の機関，県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」が掲げられており，同号八及びホでは次のとおり掲げられている。

八 指導，評価，選考，判定，診断等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障が生

ずるおそれ

本件行政文書の非開示部分をみると、その記載形式及び記載内容により、大きく以下の三通りに類別することができる。以下、この分類に基づいて、それぞれの非開示部分について検討する。

- (1)「A B C D」などあらかじめ規定された選択肢によって段階的な評価を行っているもの（2～6ページ、37ページの一部）
- (2)評価につながった事実の要旨を記載しているもの（2～6ページ）
- (3)学校長の言葉を用いて文章形式で記載されたもの（上記二つ以外の部分全て）

- (1)「A B C D」などあらかじめ規定された選択肢によって段階的な評価を行っているものについて

本件行政文書のうち、「様式A」の「観点評価」欄の記載内容は、規程第2条に定められた指導力不足等の観点ごとに、学校長が対象教員の評価をA B C Dの4段階で記入したものであり、「状態・態様・評価」欄の記載内容は、「具体の事実行為」欄に表出された対象教員の事実行為の状況を、学校長がabcdの4段階で評価したものである。

当該情報は、いずれも対象教員の評価に関する情報であるが、規程において定められているA B C D又はabcdの4段階に沿って行われている評価であって、それ以上に個別具体的な評価及び判断の内容が記載されているものではないことから、学校長が自らの言葉を用いて記入する場合に比べて主観的要素が入り込む余地が比較的少ないものであるとも考えられる。

しかしながら、本件行政文書は、対象教員が研修を受けるべきか否かについて判断するための重要な基礎資料であり、学校長の評価報告書が教育委員会に提出されることによって、対象教員が研修を受けるべきかどうかの検討が開始されるのであるから、その端緒となる本件行政文書に含まれる学校長の評価は、当該研修制度の円滑な執行に不可欠なものであると考えられる。よって、第一次評価者としての学校長の好ましくない内容を含む評価が対象教員本人に開示されることとなれば、学校長が自らの評価が本人に伝わることをおそれて、事なかれの的な評価を行ったり、場合によっては認定申請そのものを躊躇したりすることが懸念されるとする実施機関の主張は首肯できる。また、実施機関の説明によると、研修教員が抱える指導力不足等の課題及び評価については、研修の

開始時に本人に提示される「研修教員の課題と各種研修の対応表」(以下「対応表」という。)の中に具体的に記載されるまでに、審査会、検討会議などの様々な段階を経て形成されるとのことであった。したがって、対応表を本人に提示することにより、研修教員には自己の課題及び評価は十分に伝達されているはずであって、対応表の基礎資料の一つに過ぎない学校長の評価までを開示すれば、対応表の最終的な評価との相違点があった場合には、その相違点に関する疑念を招き、学校長と所属教員との間に無用のあつれきを生むおそれがある、という実施機関の主張は理解できるところである。

以上により、当該情報を開示することによって、研修制度の目的が達成できなくなり、又は同制度の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると考えられることから、本件行政文書のうち「観点評価」欄及び「状態・態様・評価」欄に記載された情報は、条例第 18 条第 1 項第 6 号八に該当し、非開示とすることが適当であると認められる。

また、実施機関は、当該情報を開示することにより公正かつ円滑な人事の確保を図るという人事管理に係る事務に著しい支障を生ずるおそれがあるため、条例第 18 条第 1 項第 6 号ホにも該当する旨主張する。

当該情報が記載された「様式 A」は、研修教員の認定申請を行う際の重要な基礎資料であり、規定の運用基準によると、「観点評価」について「観点のいずれかに『D』の評価がある教員」又は「『C』の評価が複数ある教員」は指導力不足等教員に該当し認定申請を行うこととされており、その際「状態・態様・評価」に「c」又は「d」がある場合には、必ず「様式 B」を添付するものと定められている。つまり、「観点評価」欄及び「状態・態様・評価」欄に記載された 4 段階評価は、それ自体が研修教員への認定と極めて密接に関連しているものであるということができる。さらに、研修の成果が思うように見られない研修教員は免職という結果につながる可能性もあることなどを考慮すれば、当該研修制度は教員の人事管理に少なからぬ影響を与えるものと認められることから、当該情報が同号ホにも該当する旨の実施機関の主張は首肯できる。

以上により、開示することによって、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると考えられることから、当該情報は同号ホにも該当し、非開示とすることが適当であると認められる。

(2) 評価につながった事実の要旨を記載しているものについて

本件行政文書のうち、「様式A」の「具体の事実行為」欄には、当該教員の勤務状況等を記録した「様式B」等に基づいて、対象教員の勤務状況、課題等が記載されている。

実施機関は、「具体の事実行為」欄の記載内容についてはおおむね開示としながらも、一部については、対象教員が抱える指導力不足等の課題についての学校長の評価を含むものであるから、これを開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じるため、条例第18条第1項第6号八に該当し非開示である旨主張する。

しかしながら、「具体の事実行為」欄の記載については、学校長が対象教員を評価するに当たってどのような項目にするかということについて学校長自身の判断に委ねられているという側面はあるものの、評価そのものというよりは「対象教員をどの観点から評価するか」という評価項目を提示しているものと考えるのが妥当であるから、当該情報が「校長の評価を含むものである」という実施機関の主張は首肯できない。ただし、当該情報のうち、本来の評価者である学校長以外の者が発言したことが推測されるおそれのある部分についてのみ、これを開示することにより発言者が特定されることを懸念し、結果として学校長が他の教員などから率直な意見を収集することが困難となるおそれがあるため、同号八に該当し、非開示とすべきである。

さらに、実施機関は、当該情報を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保を図るという人事管理に係る事務に著しい支障が生ずるおそれがあるため、同号ホにも該当する旨主張する。

人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれのあることを理由として非開示にすることが認められる情報とは、勤務評定、人事異動、昇格昇給等の人事構想のような、これらを開示することによって、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある情報をいう。

しかしながら、上記のとおり「具体の事実行為」欄の記載内容は、評価する観点及び項目を事実に基づいて表示しているに過ぎないと考えるのが妥当であるから、これを開示したとしても公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

以上の検討の結果、本件行政文書の非開示情報のうち「具体の事実行為」欄に記載された情報は、本来の評価者である学校長以外の者が発言

したことが推測されるおそれのある情報については同号八に該当し、非開示とすることが妥当であるが、その他の情報については同号八及びホに該当するとは認められず、開示することが妥当であるとの結論に至った。

(3) 学校長の言葉を用いて文章形式で記載されたものについて

本件行政文書のうち「申請書(様式第1号)」、「様式A」(上記(1)及び(2)に該当する部分を除く。),「様式B」,「添付資料6」及び「個人調書」の非開示部分(以下(3)において「非開示部分」という。)について、実施機関は以下のように主張する。

当該情報は、対象教員に対する校内における指導及び観察の記録について、学校長が自らの言葉を用いて詳細に記載したものであるから、その内容が対象教員本人に開示されることになれば、学校長が自らの見解が開示されることの影響を懸念し、率直な見解を差し控えて事なかれの評価を行ったり、又は認定申請そのものを躊躇したりするおそれがあることから、学校長の評価がそのまま対象教員本人に開示されることにより学校長に生じる心理的な負担感及び委縮効果は決して少なくなく、結果として研修制度に対する現場の学校長の協力が得られなくなるなど、研修事業の目的が達成できなくなるおそれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。したがって、当該情報は条例第18条第1項第6号八に該当し、非開示とすべき内容を含んでいる。

当審査会としては、学校長が作成するこれらの文書が研修制度の重要な端緒となることから、学校長の心理的な負担を可能な限り軽減すべきであることに照らし、上記の実施機関の主張についてはおおむね首肯できるものと判断する。その上で、条例第18条第2項に規定された「実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報に該当する個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非開示情報に該当する個人情報に係る部分を除いて、開示しなければならない。」との趣旨にかんがみ、本件開示請求の趣旨を損なわない程度に非開示部分に記載された情報を分離して一部開示を行った実施機関の判断を尊重しつつ、当審査会において非開示部分ごとにその非開示の妥当

性について個別に検討を行った結果、以下の「及び」の情報については、同条第1項第6号ハに該当するとは認められないとの結論に至った。

すでに異議申立人に開示されている部分と同じ内容であると認められる情報

他の開示部分とは異なる学校長の評価ではあるものの、開示しても同条第1項第6号ハにいう事務事業への支障が生ずるとは認められない情報

さらに、実施機関は、当該情報を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保を図るという人事管理に係る事務に著しい支障が生ずるおそれがあるため、同号ホにも該当する旨主張する。

しかしながら、上記「及び」に該当する部分については、学校長が研修教員に対する指導の結果及び課題の状況を記載したものに過ぎず、当該情報を開示したとしても公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。したがって、同号ホに該当しないと考えられる。

以上により、本件行政文書の非開示部分に記載された情報のうち上記「及び」に該当する部分は、同号ハ及びホに該当しないことから、開示することが妥当である。

4 結論

当審査会は、本件個人情報を具体的に検討し、最終的には条例第50条第3項の規定により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表2のとおりである。

別表1 実施機関の判断に対する審査会の判断

ページ	実施機関の判断			審査会の判断			
	記載欄	本件行政文書のうち 非開示とした部分	非開示 条項	結論	非開示 条項	該当部分	判断の 根拠
1		17行目8文字目から 18行目5文字目まで	6号八 6号ホ	非開示	6号八 6号ホ	全部	
2 ~ 6	観点評価 状態・態 様・評価	評価内容 (四段階評価)	6号八 6号ホ	非開示	6号八 6号ホ	全部	
2	具体の事実 行為	4番目の項目全文	6号八	一部 開示	6号八	1文字目から13文字 目まで	3 - (2)
4	具体の事実 行為	6番目の項目全文	6号八	非開示	6号八		
	課題の状況 (1つ目)	1行目49文字目から 2行目36文字目まで	6号八	非開示	6号八		
	課題の状況 (2つ目)	3行目27文字目から 38文字目まで	6号八	開示		全部	3 - (3) -
6	具体の事実 行為	2番目の項目のうち 2行目13文字目から 21文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
8	行動の記録 の内容欄	1行目17文字目から 2行目7文字目まで 及び 6行目16文字目から 7行目11文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
	本文	4行目35文字目から 5行目11文字目まで 及び 15行目9文字目から	6号八	非開示	6号八	全部	

ページ	実施機関の判断			審査会の判断			
	記載欄	本件行政文書のうち 非開示とした部分	非開示 条項	結論	非開示 条項	該当部分	判断の 根拠
		30文字目まで					
	指導・観察 の内容等	8行目5文字目から 18文字目まで	6号八	開示		全部	3 - (3) -
10	指導・観察 の内容等	8行目10文字目から 9行目17文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
11	指導・観察 の内容等	6行目17文字目から 7行目8文字目まで、 11行目1文字目から 17文字目まで及び 12行目6文字目から 18文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
12	指導・観察 の内容等	10行目10文字目から 11行目6文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
		18行目1文字目から 16文字目まで	6号八	一部 開示	6号八	18行目1文字目から 16文字目まで	3 - (3) -
		30行目5文字目から 20文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
13	指導・観察 の内容等	10行目5文字目から 11行目5文字目まで	6号八	開示		全部	3 - (3) -
	本文	7行目29文字目から 8行目26文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
14	指導・観察 の内容等	5行目16文字目から 19文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
15	指導・観察 の内容等	5行目15文字目から 6行目15文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
	行動の記録 の内容欄	2行目3文字目から 4行目21文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
17	本文	2行目30文字目から 3行目10文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
18	行動の記録 の内容欄	1行目19文字目から 3行目5文字目まで、	6号八	非開示	6号八	全部	

ページ	実施機関の判断		審査会の判断				
	記載欄	本件行政文書のうち 非開示とした部分	非開示 条項	結論	非開示 条項	該当部分	判断の 根拠
		13行目1文字目から 14行目7文字目まで、 16行目16文字目から 20文字目まで及び 24行目3文字目から 25行目9文字目まで					
	本文	1行目39文字目から 9行目16行目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
20	本文	1行目15文字目から 34文字目まで	6号八	開示		全部	3 - (3) -
	行動の記録 の内容欄	5行目17文字目から 7行目8文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
21	指導・観察 の内容等	8行目8文字目から 19文字目まで	6号八	開示		全部	3 - (3) -
		18行目16文字目から 17行目6文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
22	行動の記録 の内容欄	7行目8文字目から 8行目11文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
23	指導・観察 の内容等	11行目14文字目から 12行目11文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
24	本文	9行目26文字目から 30文字目まで及び 10行目13文字目から 18文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
	行動の記録 の内容欄	1行目1文字目から 5文字目まで、 2行目21文字目から 3行目2文字目まで 及び 3行目7文字目から 10文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	

ページ	実施機関の判断			審査会の判断			
	記載欄	本件行政文書のうち 非開示とした部分	非開示 条項	結論	非開示 条項	該当部分	判断の 根拠
25	指導・観察 の内容等	6行目1文字目から 7行目3文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
	本文	6行目23文字目から 7行目3文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
	行動の記録 の内容欄	3行目17文字目から 4行目13文字目まで	6号八	開示		全部	3 - (3) -
33	5 概要等	8行目19文字目から 9行目9文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
37	1 指導力 不足等状況	評価内容 (四段階評価)	6号八 6号ホ	非開示	6号八 6号ホ	全部	
		10行目7文字目から 35文字目まで	6号八	非開示	6号八	全部	
	15行目21文字から 32文字目まで	6号八	開示		全部	3 - (3) -	
2 学 校長の意見	5行目4文字目から 33文字目まで	6号八 6号ホ	非開示	6号八 6号ホ	全部		

(注1)「本件行政文書のうち実施機関が非開示とした部分」とは、連続した文章単位ではなく、非開示部分単位により記載してある。

(注2)別表1に示した「行目」とは、文字が記載されている行(頁の冒頭に標題がある場合には、それも含めて)の一番上を1行目として、順次数え上げたものである。ただし、文書の様式として、項目ごとの記載欄がある場合には、当該記載欄ごとに行数を数え上げている。

(注3)別表1に示した「文字目」とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。ただし、文書の様式として、項目ごとの記載欄がある場合には、当該記載欄ごとに文字数を数え上げている。

なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いてある。

また、誤字脱字等を含むと思われる記載であっても、実際の記載のとおり数え上げている。

(注4)別表1に示した「判断の根拠」とは、答申の該当部分を記号化して記載してある。

例)「第5 審査会の判断理由」のうち「3 条例第18条第1項第6号該当性について」の「(1)『A B C D』などあらかじめ規定された選択肢によって段階的な評価を行っているものについて」部分に記載された審査会の判断を根拠としている場合には、「3 - (1)」としてある。

別表 2

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
21 . 6 . 26	○ 諮問を受けた。(諮問乙第58号)
21 . 9 . 29 (第134回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 2 . 24 (第139回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 3 . 18 (第140回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 4 . 23 (第141回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 5 . 26 (第142回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 6 . 25 (第143回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 7 . 26 (第144回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 8 . 30 (第145回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 9 . 29 (第146回審査会)	事案の審議を行った。
22 . 10 . 27 (第147回審査会)	事案の審議を行った。
22 . 11 . 24 (第148回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成22年10月13日まで)

氏名	区分	備考
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	学識経験者	会長職務代理者
お の じゅんいちろう 小 野 純一郎	法律家	
たま やま なお み 玉 山 直 美	法律家	会長
にし いずみ あき お 西 泉 彰 雄	学識経験者	
ほそ かわ みちこ 細 川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	

(五十音順)

(平成22年12月17日現在)

氏名	区分	備考
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	学識経験者	会長職務代理者
お の じゅんいちろう 小 野 純一郎	法律家	会長
すが わら やす はる 菅 原 泰 治	学識経験者	
なか たに さとし 中 谷 聡	法律家	
ほそ かわ みちこ 細 川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	

(五十音順)